

# 令和4(2022)年度栃木県食品衛生監視指導計画実施結果の公表について

令和 5(2023)年6月

栃木県保健福祉部生活衛生課

食品等の安全性を確保し、県民の健康保護を図るため、食品衛生法第24条に基づき策定した「令和4(2022)年度栃木県食品衛生監視指導計画」の実施結果について、同法の規定に基づき公表するものである。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、食品関係営業施設に対する監視指導や食品等検査、食品衛生に係る人材の養成・資質の向上等については計画的な実施が難しい状況もあったが、効果的かつ効率的な実施に努めた。

## 1 監視指導の実施に関する事項

### ア 営業施設への立入検査(⇒本文 P.1~P.3) 裏面:表 1

営業業種ごとの危害度、過去の行政処分、指導の状況等を勘案して立入検査を行い、必要に応じて指導・助言を実施した。

計画数	達成数	達成率
6,600 件	4,852 件	73.5%

※違反等件数:8件【内訳】無許可営業(1件)、使用水不適切管理(7件)

### イ 重点監視指導事項(⇒本文 P.3~P.4)

食中毒等の発生状況などを踏まえて項目を設定し、重点的に監視指導等を実施した。

主な項目	実施概要
HACCP の定着促進	・5項目点検表の活用等による効果的かつ効率的な監視指導を実施
ノロウイルス、アニサキス、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌、自然毒における食中毒予防対策	・各食中毒の予防対策ポイントを踏まえ、更にノロウイルスについては「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間」を設定し、効果的な監視指導を実施 ・ホームページ、SNS等を活用した食中毒予防の啓発及び注意喚起を実施
コロナ禍における食中毒予防対策	・食中毒の危険性が高まるテイクアウト等に対する衛生管理の指導を実施

### ウ 食品等の一斉取締りに関する事項(⇒本文 P.4~P.9)

夏期、冬期に多発する傾向がある食中毒をはじめとする食品事故の防止を図るため、集中的な監視指導等を実施した。

夏期一斉 (7~8月)	監視指導件数	収去検査件数	年末一斉 (12月)	監視指導件数	収去検査件数
	694 件	170 件		309 件	68 件

## 2 食品等の検査に関する事項(⇒本文 P.9~P.11) 裏面:表 2

県内で生産、製造、加工又は販売される食品等を対象とした収去検査を実施し、必要に応じて衛生管理の改善を指導した。

計画数	達成数	達成率
2,280 件	1,796 件	78.8%

※違反件数:4件【内訳】かんぴょうの二酸化硫黄残存量超過(2件)、そうざいの二酸化硫黄残存量超過(1件)  
清涼飲料水の大腸菌群陽性(1件)

## 3 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項(⇒本文 P.11) 裏面:表 3

原因究明の調査、再発防止の指導を行うとともに、速やかに情報を公表し、健康被害拡大防止及び注意喚起に努めた。

発生件数	発症者数	病因物質
13 件	100 人	アニサキス6件、カンピロバクター2件、ノロウイルス2件、ロタウイルス1件 植物性自然毒(野生キノコ:ツキヨタケ)1件、不明1件

## 4 情報共有・リスクコミュニケーション、食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項(⇒本文 P.12~P.14)

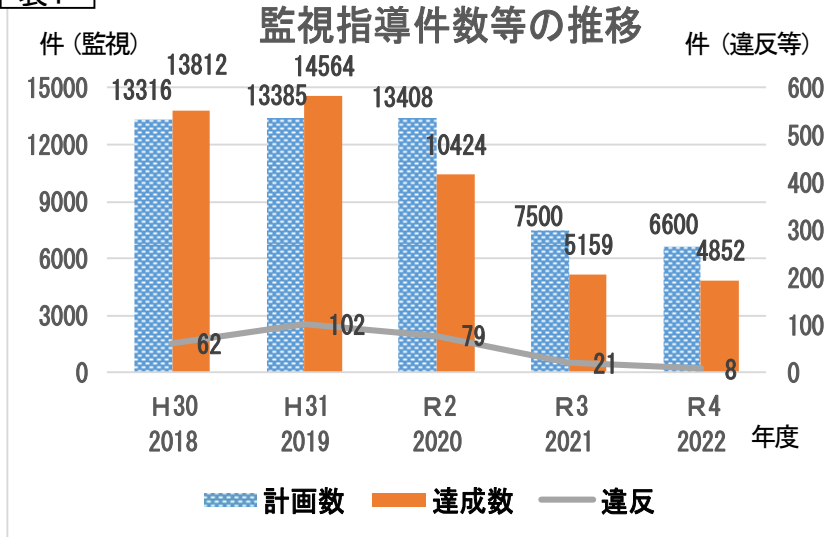
### ア 食品の安全性等についての意見交換会等及び食品事業者向けの衛生講習会等を実施した。

対象者	開催数	参加人数
消費者等	41 回	1,286 人
食品営業施設従事者等	30 回	1,424 人
食品衛生責任者	130 回	7,766 人

### イ とちぎ HACCP 認証機関、食品衛生監視員等を対象に、食品事業者の HACCP に対する取組を支援する人材の資質向上を目的として、「HACCP アドバイザーフォローアップ研修会」を開催した。

とちぎ HACCP 認証機関担当者	受講者数	行政担当者	受講者数
	10 人		34 人

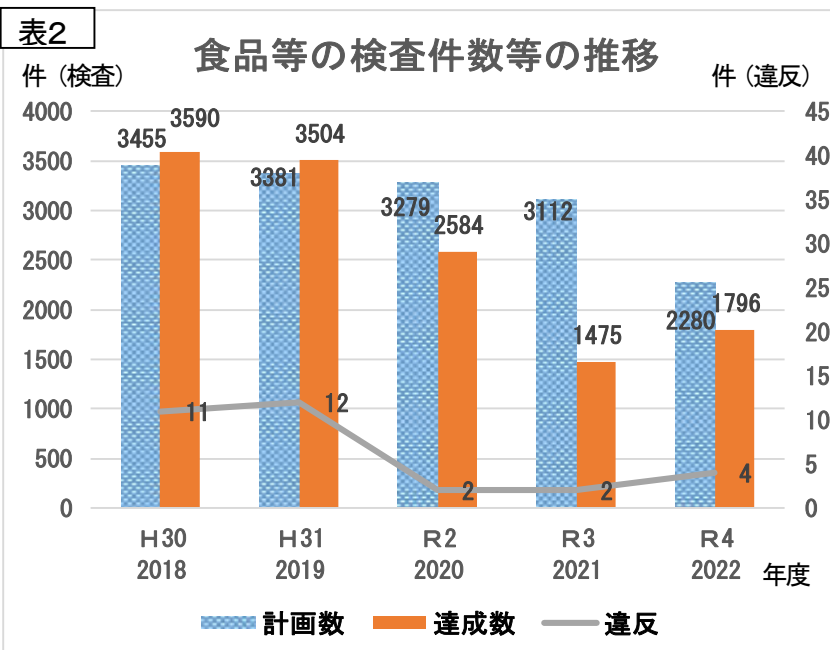
表1



【事業者への監視指導について】

- ・達成率：73.5%
  - ※新型コロナウイルスの感染拡大の影響により計画的な監視指導の実施が困難な状況であった。
  - ・違反等件数：8件
- 《主な違反等内容と対応》
- ・無許可営業（1件）、使用水の不適切な管理（残留塩素不足等）（7件）
  - ・無許可営業については、営業行為の中止を指導するとともに、法令遵守及び許可の取得に関する説明を行った。使用水の不適切な管理については、指示書の交付等を行い、改善を指導した。

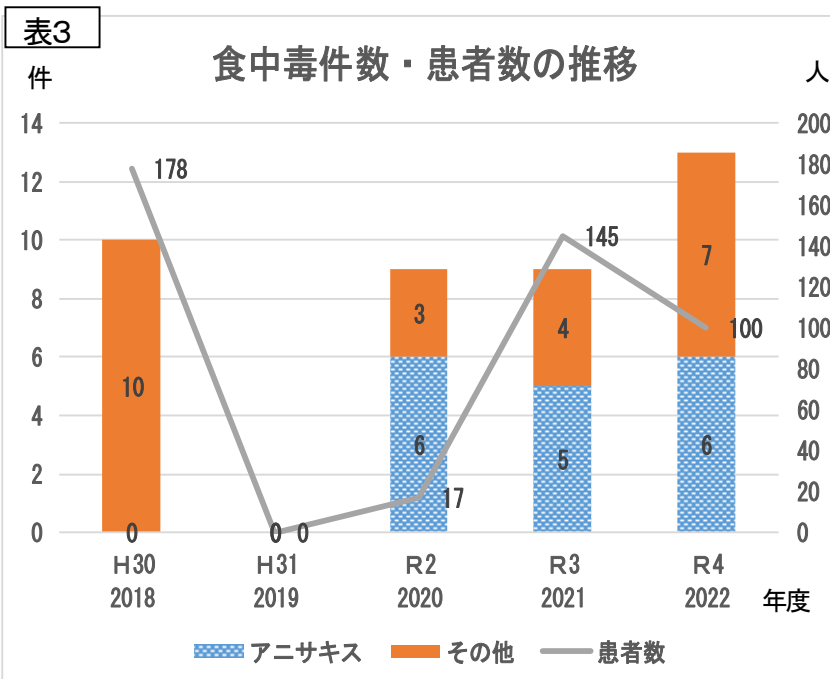
表2



【食品等の検査について】

- ・達成率：78.8%
  - ※新型コロナウイルスの感染拡大の影響により計画的な監視指導の実施が困難な状況であった。
  - ・違反件数：4件
- 《主な違反内容と対応》
- ・かびょう及びそうざいの二酸化硫黄残存量超過（3件）、清涼飲料水の大腸菌群陽性（1件）
  - ・案件ごとの状況に応じ、違反食品の回収、廃棄等の必要な措置の命令や指示書の交付を行うとともに、改善を指導した。

表3



【食中毒の発生について】

- ・食中毒件数：13件（前年度9件）
  - ・患者数：100人
- 《主な違反内容と対応》
- ・アニサキスによる食中毒が6件発生し、全国的にも、ここ数年増加傾向。
  - ・過去5年間の食中毒件数は41件。このうちアニサキスによるものは17件（41.5%）であり、本県においても近年は増加傾向にある。